

れいわ ひ さい かた し
令和元年台風第19号により被災された方へのお知らせ

うん てん めん きょ しょう ゆう こう き かん れい わ ねん がつ にち えん ちよう
運転免許証の有効期間が令和2年3月31日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和50年 9月 10日生
住所	熊本県〇〇市△△町□□	
交付	平成26年 9月10日 12345	
有効期間	令和元年10月10日まで有効	
免許の条件等	優良	
番号	第 123456789000 号	
二種	平成05年07月01日	種類 大型 中型 普通 大特 大特二 大特三 大特四
他	平成07年08月10日	小原 原付 大二 中二 普二 特二
三種	平成14年09月20日	小特 特

運転免許証
〇〇〇〇 公安委員会

ゆうこう きかん まつじつ ひだり ば あい れい わ ねん がつ にち
有効期間の末日(左の場合、令和元年10月10日)が、

れい わ ねん がつ にち れい わ ねん がつ にち かた
令和元年10月10日から令和2年3月30日までの方

れい わ ねん がつ にち うん てん
については、令和2年3月31日まで運転することができます。

れい わ ねん がつ にち こうしん てつづき
(令和2年3月31日までに更新手続きをしてください。)

たいしよう かた
対象となる方

今回の災害に際し災害救助法が適用された区域に住所のある方が対象となります。

適用地域については、
内閣府ホームページ (http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)
を参照してください。

※ 運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。